

島根海区漁業調整委員会事務局だより

第 15 期第 6 回島根海区漁業調整委員会が、平成 29 年 12 月 18 日（月）に松江市の松江テルサで開催され、以下の議題について諮問等が行われました。

【議題】

- (1) 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について
(諮問)
- (2) 漁業権一斉切替に伴う島根海区における漁場計画素案について
(協議)
- (3) 島根県沖合におけるふぐ浮延縄漁業の禁止について (協議)
- (4) 太平洋クロマグロの資源管理の状況 (報告)
- (5) 日本海・九州西広域漁業調整委員会委員の互選について

委員会での検討結果は以下のとおりです。

- (1) 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について
(諮問)

「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に基づき、本県ではマイワシ、マサバ及びゴマサバ、マアジ、スルメイカ、ズワイガニについて、毎年、国からの漁獲可能量の配分を受け、その数値に基づき県計画を定めています。

このたび、国において平成 30 年漁期のマイワシ、マアジに係わる漁獲可能数量が決定され、島根県への配分量が示されました。この決定通知に伴う県の管理計画の変更について、知事からの諮問があり、審議の結果、原案どおりで異議の無い旨の答申をすることになりました。

なお、本諮問は隠岐海区漁業調整委員会にも諮られ、異議の無い旨の答申を得ており、県計画が平成 29 年 12 月 26 日に公表されました。

県の管理計画の変更の概要

	平成 30 年 1 月～平成 30 年 12 月の知事管理量
まあじ	33,000 トン [うち中型まき網：31,000 トン]
まいわし	29,000 トン [うち中型まき網：28,000 トン]

(2) 漁業権一斉切替に伴う島根海区における漁場計画素案について(協議)

平成30年9月の定置漁業権及び区画漁業権の一斉切替えに向け、県知事が策定する漁場計画の素案が協議されました。

素案概要は以下のとおりです。

定置漁業権 19件

○新規、廃止、区域の変更等は無し

区画漁業権

第一種区画漁業権

藻類 → 28件

貝類 → 8件

魚類 → 2件

○新規漁業権は無し

○松江市島根町野波のわかめ養殖は、行使実態がないため廃止

○松江市美保関町片江のわかめ養殖は生産量拡大のため、区域を変更

委員から出された主要な意見

▽漁場計画の一般への周知はどのように行っているか。

→県のホームページなどで公開している。

▽公聴会については、県外の人に参加できるか否か。

→参加できる。

(3) 島根県沖合におけるふぐ浮延縄漁業の禁止について(協議)

昭和63年頃から山口県、福岡県のふぐ延縄漁船が本県沖合海面において操業するようになり、その結果、本県の小型底びき網漁船等とのトラブルが多発していたことから、平成5年1月1日より島根県海域においてふぐ延縄漁業を禁止する委員会指示を发出しており、事務局より引き続き委員会指示を出すことについて説明がありました。

委員会指示の内容

1 制限の内容

島根海区海面においては、ふぐ浮延縄漁業(スジ縄漁業)を操業してはならない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成30年1月1日から平成32年12月31日までとする。

委員から出された主要な意見

▽委員会指示については、本県小底漁業者とのトラブル防止のためぜひとも継続して欲しい。

→承知した。

(4) 太平洋クロマグロの資源管理の状況（報告）

平成 27 年 1 月から全国的に実施されている「太平洋クロマグロの資源管理」について、第 3 管理期間（平成 29 年 7 月 1 日～平成 30 年 6 月 30 日）の進捗状況および今後の方向性等について県の担当者から報告がありました。

第 3 管理期間は、全国的にクロマグロの漁獲が好調で、北海道や東北の定置網などで短期間に急激な漁獲があったことから、定置網の全国共同管理数量を超過してしまったこと、共同管理に参加していない島根県の定置網についても、漁期開始早々から漁獲が積みあがり、12 月には県全体の管理量の 9 割を超えたことから 12 月 4 日に操業自粛要請をしていること、島根県の漁業者の声を受け、島根県議会としてもクロマグロの資源管理に伴う沿岸漁業者の負担軽減等を求める意見書を国に提出したことなどについて報告がありました。

これに対し委員からは、漁業経営にできるだけ影響が出ないように、また、資源管理の取組が漁業者の過度な負担とならないよう支援措置の拡充など配慮すべきとの意見がありました。

(5) 日本海・九州西広域漁業調整委員会委員の互選について

平成 29 年 9 月 30 日に任期満了となった日本海・九州西広域漁業調整委員会委員について、島根県からは島根海区、隠岐海区を代表し、引き続き中東委員に就任していただくことで了承されました。

お問い合わせ：島根海区漁業調整委員会事務局 TEL 0852-22-5950